

Ver.1.2

カーボン・オフセット認証制度に基づく カーボン・オフセット認証申請書

案件名	インフォコム株式会社 共同実施：株式会社フジテレビジョン フジテレビジョン開局 50 周年 “LOVE THE EARTH PROJECT 21” 『LOVE THE EARTH コンピレーション・アルバム』カーボン・オフセ ット	
申請(事業)者名	株式会社フジテレビジョン	(申請事業者の印)
担当者名	フジテレビライツ開発局開発担当局長 金子公一	(担当者の印) ※

申請日 2009年 11月 10日

※本申請案件の内容に限り、申請事業者の印と、担当者印とは同等の効力をもつものとし、本申請書の最終版における記名押印は、担当者の印により行うこともできる。

A：案件の概要	
A-1	申請案件名
案件名※1	<p>インフォコム株式会社 共同実施：株式会社フジテレビジョン フジテレビジョン開局 50 周年 “LOVE THE EARTH PROJECT 21” 『LOVE THE EARTH コンピレーション・アルバム』 カーボン・オフセット</p>
認証単位の要件への合致状況 ※1	<p>(1) 本件は、株式会社フジテレビジョンの開局 50 周年の社会貢献活動として実施しているフジテレビの番組グッズや関連商品の売上げの一部を国連の地球温暖化対策に利用するという、国連とのコラボレーションプロジェクト “LOVE THE EARTH PROJECT 21”。このプロジェクトの一環として、地球温暖化をテーマとした CD アルバム 『「LOVE THE EARTH」 コンピレーション・アルバム』を株式会社ポニーキャニオンより 2010 年 2 月 17 日（仮）に発売するもの。この CD のディスク及びジャケット（素材含む）の製造加工、輸送に伴う CO2 排出量をバウンダリとし、算定を行った上で、フジテレビが一括してカーボン・オフセットを実施する。</p> <p>(2) 地球温暖化対策にアピールする楽曲を携えた CD アルバム 『「LOVE THE EARTH」 コンピレーション・アルバム』の発売であり、排出量の埋め合わせ、情報提供は同一のタイミング及び内容でフジテレビ統括のもと実施する。</p> <p>(3) フジテレビの『はちたまミュージックナイトグランプリ』出場のアーティスト達による地球温暖化対策にアピールする楽曲を携えた CD アルバム 『「LOVE THE EARTH」 コンピレーション・アルバム』という固有名称の CD アルバム。</p>

A-2 申請者名 ※4			
申請(事業)者名 (フリガナ)	株式会社フジテレビジョン		
住所	東京都港区台場二丁目4番8号		
代表者氏名	豊田 皓	担当者氏名	金子公一
担当者所属	ライツ開発局	担当者役職	開発担当局長
担当者 E-mail	████████████████████	担当者電話番号	██████████
A-3 申請代行事業者名 ※5			
事業者名(フリガナ)	インフォコム株式会社 印		
住所	東京都渋谷区神宮前2-34-17 住友不動産原宿ビル		
代表者氏名	吉野 隆	担当者氏名	堀 拳駄
担当者所属	ネットビジネス事業本部 ネットビジネス事業開発室	担当者役職	チーフ・プロデューサー
担当者 E-mail	ke.hori@infocom.co.jp	担当者電話番号	03-6866-3622

ラベルの大きさ	<input checked="" type="checkbox"/> 大 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 小
ラベルのデザイン	<input checked="" type="checkbox"/> 枠なし・白抜き <input checked="" type="checkbox"/> 抜き
ラベルの色	<input type="checkbox"/> ゴールド <input checked="" type="checkbox"/> 緑 <input type="checkbox"/> 黒 <input type="checkbox"/> その他 ()
印刷する素材	紙、媒体、商品自体

- ※1: 申請案件名は、認証委員会により変更されることがある。実施規則第 14 条にある認証単位の要件を満たしていることを証明し、複数である場合には案件数を記入すること
- ※2: 申請案件に係る関係者の役割分担が分かる図などを添付すること。
- ※3: 対象期間は、最長でも認証日以降認証決定日翌年の月末日までとする。
- ※4: 申請(事業)者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。
- ※5: 申請代行業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。また、申請代行業者と申請(事業)者との間で交わされた業務代行に係る契約を添付すること。
- ※6: 事前認証時および事後確認時: 予備審査終了後(商品等販売後(イベント開催後))にクレジットの無効化手続きが完了する場合
事後認証時: 原則予備審査終了前(遅くとも商品販売開始時(イベント開催時))までにクレジットの無効化手続きが完了する場合
- ※7: 「カーボン・オフセットを行ったと主張できる者」を意味する。複数を指定する場合は、カーボン・オフセットの環境価値(オフセットしたクレジットの量)の帰属をどのように分配するかについても説明すること。
- ※8: ラベル使用予定の印刷物等を列挙し、実際にラベルを貼付した画像等を添付すること。また、ラベルが当該案件のみに使用され、かつ対象期間(認証等の有効期間)を超えて使用されないかどうかの管理体制について示す文書を添付すること。



		<p>(適用理由) GHG 排出量算定ガイドライン P.7 のデシジョンツリーに従い、レベル 2 での算定とする。 輸送等一部のデータについては、推定が困難であったため一般値を用いた。その際にも保守性を考慮した設定を行った。</p> <p>【算定式】 製造・加工 ・ディスク 1,000 枚製造に関わるエネルギー使用量×各エネルギーの排出係数 ・ジャケット 1,000 枚印刷・加工に関わるエネルギー使用量×各エネルギーの排出係数</p> <p>輸送 ・輸送距離×輸送トラックの燃費×軽油の CO2 排出係数</p> <p>素材 ・1,000 枚当たりの使用量×各素材の排出係数</p> <p>算定結果の詳細は別添 Excel ファイル「別添資料_各エネルギー使用状況と算定式 20091118」シート“算定結果”を参照</p> <p>【活動量・排出係数とその根拠等】 ① 活動量 ジャケット印刷会社およびディスク製造会社への調査結果による。 エネルギー・素材については過去の年間実績から、造加工 1,000 枚製当たりの使用量を算出した。 輸送については輸送距離を調査し、各社利用車種のうち排出係数の高い 4 トントラックにて単独輸送を想定した。</p> <p>② 排出係数 各種排出係数は「別添資料_各エネルギー使用状況と算定式 20091118」シート“排出係数”を参照</p>
B-6	③オフセット量の設定※ ³	2t

		把握できた CD1,000 枚当たりの排出量 1,155kg-CO2 (1 枚当たり 1.155kg-CO2) 全てをオフセット対象とし、173%オフセットする。
B-7	④算定範囲及び算定排出量についての情報提供(認証区分Ⅱのみ)	不要
削減努力の実施		
B-8	計実区分	①申請者自身 <input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 実績 ②区分ごとの対象 <input checked="" type="checkbox"/> 計画 <input type="checkbox"/> 実績 ③消費者への促進 <input checked="" type="checkbox"/> 計画 <input type="checkbox"/> 実績
B-9	①申請者自身の排出量の削減取組(既存の法的枠組での取組状況。認証基準 P.11 参照) ^{*4}	<p>■算定・報告・公表制度の対象となっており、当該制度に基づく排出量の報告を適切に行い、罰則の対象となっておりません。</p> <p>■エネルギーの使用の合理化に関する法律の対象となっており、当該法律に基づく義務が適切に履行されております。</p> <p>■自治体が制定する地球温暖化対策に関する条例の対象となっており、当該条例に基づく義務が適切に履行されております。</p>
B-10	②区分ごとの対象に係る排出量の削減取組(認証区分Ⅰのみ)	CD への封入紙やチラシ等に、ストーンペーパー(木材パルプを使用せず石灰石を主原料とした環境素材紙)を、CD の梱包袋にはお米のバイオマス・プラスチック袋(おコメを主原料としたバイオマス・プラスチック袋)などの環境負荷軽減素材を使用し、温室効果ガスの排出削減努力を実施致します。
B-11	③消費者等に対する排出量の削減努力の促進に関する取組(認証区分Ⅰ-1、Ⅰ-2、Ⅱのみ)	当 CD アルバム発売に係る CO2 排出量を算定し、商品自体等に当該 CO2 排出量の明記を行い、温室効果ガス排出量の「見える化」を実施致します。 また、当 CD アルバム収録楽曲自体が地球温暖化対策をテーマにした楽曲となっている為、出演アーティスト本人よりメッセージを発信致します。
クレジットの調達等		
B-12	①クレジットの種類	<input type="checkbox"/> 京都クレジット(種類:) <input checked="" type="checkbox"/> オフセット・クレジット(J-VER) <input type="checkbox"/> JVETS の排出枠
B-13	②クレジットの調達(無効)	契約(予定)日: 2009 年内締結予定

	化)に係る契約* ⁵	調達(予定)日: 2010年2月末日 その他契約内容:
	排出量の埋め合わせ(無効化)	
B-14	①オフセットに用いるクレジット量	2 t
B-15	②クレジットの詳細情報* ⁶ (認証基準 P18②)	クレジットの種類: J-VER プロジェクト登録番号: 0002 プロジェクト名: 北海道 4 町連携による間伐促進型森林づくり事業 クレジットのシリアルナンバー: 未発効のため未定 数量: 1t クレジット管理の口座名: オフセット・クレジット登録簿システム 口座番号: JP-100-20000-00001-00010-00 保有口座の状態: 開設 管理責任: more trees 事務局 帳簿点検: more trees の持つクレジット管理システム上でオフセット量を管理する。クレジット無効化は上記 more trees の持つ J-VER 登録簿上で行う
B-16	③クレジットの無効化の方法* ⁷	【無効化(予定)日】 平成 22 年 2 月 末日 【方法】 オフセット・クレジット登録簿システムより無効化
	情報提供	
B-17	①情報提供のツール一覧と、その提供時期* ⁸	CD アルバムへの封入紙、ウェブサイト、チラシを通じた情報提供を行う。広告時はウェブサイト、チラシ上にて情報提供を行う。 表示案については別紙 2 参照。
B-18	②算定量に関する公的制度等への反映の有無* ⁹	算定量に関する公的制度等に参加している場合、制度名をすべて記載してください。 (算定・報告・公表制度)
B-19	③4CJ ウェブサイト等への記載内容* ¹⁰ (情報提供ガイドラインにある情報提供事項一覧(P.21, P.36, P.46, P.48, P.49 のいずれかの表。区分等に応じて適宜選択)の項目について記載)	【カーボン・オフセットに関する説明】 カーボン・オフセットとは、市民・企業等が、CO ₂ 排出量のうち自身の努力の結果削減できない量の一部または全部を、他の場所で実現した削減・吸収量で埋め合わせることです。 現代の人間が生活していく上では、必ずモノを買ったり使ったり、また、どこかへ移動しなくてはなりません。 モノを作れば CO ₂ が排出され、車を走らせればやはり CO ₂ が排出されてしまいます。 それらを全て止めることは出来ないことは明白な事実で、であるか

		<p>らこそ、環境負荷の低い素材や性能を用いたモノを選ぶことや、移動になるべく公共交通機関を利用することも CO2 削減の大きな一歩となります。</p> <p>【オフセットの対象】</p> <p>CD アルバム『「LOVE THE EARTH」コンピレーション・アルバム』のディスクおよびジャケットの製造・加工および輸送に関わる CO2 排出量</p> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none">・ディスクの製造工場におけるエネルギー使用に伴う CO2 排出量・ジャケットの製造工場におけるエネルギー使用に伴う CO2 排出量・ジャケットの輸送に伴う CO2 排出量・ディスクの輸送に伴う CO2 排出量・素材の製造（資源輸送および原料製造におけるエネルギー使用）に関わる CO2 排出量 <p>（範囲としては素材の製造および製品の製造・輸送および使用が挙げられるが、使用については各購入者の使用状況の把握が困難であるため、算定対象外とした。それ以外の主要排出源を算定範囲として設定した。）</p> <p>【算定量・算定方法】</p> <p>CO2 排出量：1 枚あたり 1.155kg-CO2</p> <p>CO2 排出量は環境省の GHG 排出量算定方法ガイドラインに基づき算定。</p> <p><出典></p> <ul style="list-style-type: none">・基礎素材のエネルギー解析調査報告書（化学経済研究所 1993.9）・第 12 回（2009 年度）「環境に関する自主行動計画（温暖化対策）」フォローアップ調査結果（2008 年度実績）（日本製紙連合会 2009.9）・「平成 19 年度の電気事業者別二酸化炭素排出係数の公表について」（環境省 2008.12）・算定・報告公表制度における算定方法・排出係数一覧・物流分野の CO2 排出量に関する算定方法ガイドライン（経済産業省・国土交通省）P.5 <p>http://www.enecho.meti.go.jp/policy/images/060518pamph.pdf</p> <p>①カーボン・オフセット商品・サービス提供主体の削減努力 ■算定・報告・公表制度の対象となっており、当該制度に基づく排</p>
--	--	--

	<p>出量の報告を適切に行い、罰則の対象となっていません。</p> <ul style="list-style-type: none">■エネルギーの使用の合理化に関する法律の対象となっており、当該法律に基づく義務が適切に履行されております。■自治体が制定する地球温暖化対策に関する条例の対象となっており、当該条例に基づく義務が適切に履行されております。 <p>②消費者の削減努力の促進に関する情報</p> <p>当イベント開催に係る CO2 排出量を算定し、会場内チラシ等に当該 CO2 排出量の明記を行い、温室効果ガス排出量の「見える化」を実施致します。</p> <p>また、当 CD アルバム収録楽曲自体が地球温暖化対策をテーマにした楽曲となっている為、出演アーティスト本人よりメッセージを発信致します。</p> <p>同時に、そのチラシ等に、ストーンペーパー（木材パルプを使用せず石灰石を主原料とした環境素材紙）などの環境負荷軽減素材を使用し、温室効果ガスの排出削減努力を実施致します。</p> <p>③認証プログラム名</p> <p>環境省オフセット・クレジット (J-VER) 制度</p> <p>④クレジットのプロジェクト概要</p> <p>北海道足寄郡足寄町、北海道上川郡下川町、北海道紋別郡滝上町、北海道網走郡美幌町における森林の間伐を実施し、対象林の健全性を確保するとともに、CO2 吸収量を増大させることを目的としたプロジェクト。</p> <p>2009年7月にオフセット・クレジット (J-VER) 制度における森林管理プロジェクトとして登録された。プロジェクト対象活動は、実施場所における森林経営活動（間伐）であり、対象活動による CO2 の吸収量がオフセット・クレジットとして発行される</p> <p>⑤プロジェクト期間</p> <p>クレジット発行期間は 2008 年 4 月～2013 年 3 月</p> <p>⑥プロジェクトの排出削減・吸収量</p> <p>推定吸収量：7,625t-CO2/年（クレジット発行期間の年平均）</p> <p>⑦クレジットの無効化に関する情報（いつごろ、どのように無効化したことを消費者に伝えるか）</p>
--	--

		<p>2010 年 2 月末日の無効化を確認し次第 WEB サイトにて情報提供</p> <p>⑧商品・サービス当たりの販売価格 CD 販売価格：2,000 円（税込）</p> <p>⑨その他支払いに関する事項 フジテレビホームページ内 フジテレビ CD・DVD・本屋さん「ご利用案内」に準ず http://jbook.eshop.fujitv.co.jp/p/p.aspx/fuji_help/</p> <p>【クレジットタイプの説明】 オフセット・クレジット（J-VER）</p> <p>【クレジットの調達状況（調達期限・通知方法）】 調達に係る契約を MoreTrees と締結済み。 クレジットの調達・無効化についてはチラシ、ポスター、WEB サイトにて通知。</p> <p>【プロジェクト情報】 プロジェクト登録番号：0002 プロジェクト名：北海道 4 町連携による間伐促進型森林づくり事業</p> <p>【販売価格とその他支払いに関する事項】 オフセット・クレジット購入費用はインフォコム株式会社が負担し商品購入者への価格負担はありません。</p> <p>【販売事業者情報及びカーボン・オフセットを行ったと主張できる主体】 株式会社フジテレビジョン 住所：東京都港区台場 2-4-8 代表者氏名：豊田 皓 担当者氏名：金子公一 /  /</p>
--	--	--

- ※1: 適格検証機関とは、申請時点において、京都メカニズムにおける指定運営組織(DOE)又は認定独立組織(AIE)として登録されている機関を指す。
- ※2: バウンダリ内における主要な排出源を特定し、明示すること。
- ※3: ここで設定したオフセット量(申請オフセット量)と商品等の出荷量・販売量が見合っているかどうかのモニタリング方法・体制、および申請オフセット量を超える場合の対応(販売停止、あるいはクレジット追加調達の上再申請等)について示す文書を添付すること。
- ※4: 認証区分 1-3 の場合、申請者が環境マネジメントシステムの認証を受けているあるいは構築していること、又は対象活動範囲外における削減取組以外に排出量のある何らかの取組を実施していること、のいずれかを示し、その証明となる文書を添付すること。なお、法的枠組みで求められている義務については列挙のうえ、その対応の有無を記載すること。特に義務がない場合は、その旨を明示すること。義務を履行している場合は、その証明となる文書を添付すること。
- ※5: 契約書の写しを添付すること。
- ※6: クレジットと用途の対応関係が管理されている帳簿等の写しを添付すること。
- ※7: 無効化日については、事前認証・事後確認の際には予定日を記載すること。京都クレジットの場合、無効化の方法として償却

か取消かを明示すること。

- ※8: 当該認証制度による認証ラベル等を使用する可能性のある、情報提供ガイドラインにおいて求められる内容を記載した情報提供案(包装、チラシ、ホームページ案等)を必ず一つ以上添付し、広告、販売時、販売後のいずれのタイミングで用いることを想定しているかを明示すること。
- ※9: 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度や、公的機関の実施する排出量取引制度に類似した制度等を指す。制度等に参加している場合、クレジットの用途として、当該申請案件のカーボン・オフセットに用いるものと、制度等に用いるものと、どのように区別・管理しているかを示す文書を提出すること。
- ※10: 情報提供ガイドラインに示される情報提供項目を網羅し、かつ同ガイドラインに沿った内容とすること。また、オフセットを行ったと主張する主体についても記載すること。複数の主体がカーボン・オフセットを行ったと主張できる場合は、その旨記載すること。

C：その他		
C-1	案件に関連する許認可・合法性の証明 ※1	該当なし
C-2	案件に関連する環境対策の内容、環境性能 ※1	該当なし
C-3	案件に関連する関係者の状況 ※1	該当なし

※1:関連法令等によって実施が求められていない場合は省略可。